

町公共施設使用料の減免基準を変更

町では、町内の公共施設を使用する場合の、使用料減免基準の見直しを行いました。

4月使用分から、変更した基準による使用料減免の運用を開始します。基準の詳細は、下表の通りです。

なお、この見直しは、減免基準の統一と受益者負担適正化の観点から行ったもので、益城町使用料等審議会の審議を経て策定しています。

問い合わせ先

施設を利用する個人・団体など

利用する施設の担当課(電話番号は4ページ参照)

町から補助を受けている団体など

補助担当課(電話番号は4ページ参照)

基準の見直しなどに関すること

企画財政課 行政改革係 ☎ 286 - 3223

施設使用料	利用内容	空調・夜間照明料
免除	町・教育委員会が主催・共催する行事	免除
	町議会が主催する行事	免除
	行政委員会、実行委員会、行政嘱託区などが主催する行事	免除
	町立の幼稚園、保育所、小中学校が主催する行事	免除
	災害、その他の緊急事態による使用	免除
50% 減額	町内の中学校部活動・スポーツ少年団(小学校部活動受け入れ団体)が使用	減免なし
	指定管理者が協定により実施する自主事業で使用	免除
	非営利の団体が使用し、その内容が広く町民福祉などの向上に寄与すると認められる	減免なし
	町内の公益的団体や、町と協定などを締結している団体が使用	減免なし
減免 なし	町を構成員とする郡内の公益的団体が使用	減免なし
	町内に通勤か通学する個人・団体が使用	減免なし
	利用形態が一部の利益にとどまるもの	減免なし
	趣味などを目的とした個人・団体が利用	減免なし

【20歳になった人へ】国民年金の周知用動画を公開中

日本に住んでいる20歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。

日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や手続きなどを、動画でわかりやすく説明しています。ぜひご覧ください。

日本年金機構ホームページ「国民年金加入と保険料のご案内」

URL <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



☎ 熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144
健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113